

患者さんご家族の方へ

高濃度カリウム液の投与（適応外使用）について

血液中のカリウムが非常に少ない状態（低カリウム血症）や、そうなる危険性が高い患者さんに対して、当院のルールに従い、安全に注意しながら、国が定めるよりも高濃度・高用量のカリウム液の点滴注射を行うことがあります。この治療は必要時に速やかに行う必要があるため、各患者さんにご説明をして同意をいただく代わりに、お知らせをしています。詳しくは以下をお読みください。

対象	当院で治療を受ける低カリウム血症の患者さん
目的・概要	低カリウム血症の治療には、重症の場合や内服困難な場合、注射剤を使用します。注射用カリウム製剤の使用は 40mEq/L 以下の濃度に希釈すること、1 日 100mEq を超えない量で使用する、投与速度は 20mEq/時以下とすることが規定されています。しかし、病状によっては水分量・輸液量を制限しなければならない場合や、補正を急がなければならない場合があります。また、国が定める濃度よりも高い濃度のカリウム液でも太い血管からゆっくり点滴すれば、安全であることが報告されています。そのため当院では、低カリウム血症の治療が必要な患者さんに対して、当院のルールに従い、国が定めた使用方法を超える濃度や投与量でカリウム液を投与する場合があります。このような注射用カリウム製剤の使用（適応）は国に認められていないので、使用した場合は適応外使用となります。
実施期間	2026 年 7 月 1 日～
使用条件	高濃度カリウム注射液のカリウム濃度は 0.5mEq/mL 以下（ただし、小児集中治療室で使用する場合に限り 1mEq/mL 以下）とします。投与速度は国の定める規定範囲内です。投与は、輸液ポンプまたはシリンジポンプを用いて、中心静脈から投与します。投与量は、状況に応じて国の定める 1 日 100mEq を超えて使用することがあります。
予想される不利益	高用量、高濃度のカリウム補充により、予想より血液中のカリウム値が上昇し、重篤な不整脈や心不全を起こすおそれがあります。注射による穿刺部トラブルや血管痛をおこすおそれがあります。
予想される不利益への対策	必ず心電図モニターを装着して観察・管理し、定期的に血液中のカリウム値を確認します。低カリウム血症が改善され次第、添付文書で定められた用法用量へ移行します。心電図で異常が確認された場合や、予想以上にカリウム値が上昇した場合には、速やかにカリウムの補充を減量または中止します。多くの場合は減量や中止でカリウム値は低下しますが、必要に応じてカリウム値を下げる薬剤や不整脈に対する治療薬を使用するなど適切に対処します。穿刺部トラブルや血管痛が生じた際には鎮痛、抗炎症効果のある処置等を適切に行います。
治療費	この治療にかかる費用は通常の保険診療と同じです。この治療による副作用が生じた場合も保険診療になります。ただし、国の医薬品副作用被害救済制度の給付対象外となる可能性があることをご承知おき下さい。

この治療（適応外使用）を行うことは、当院の臨床倫理委員会にて評価され承認されています。

お問い合わせ先
岐阜県総合医療センター 各診療科医師
電話（058）246-1111（代）

2026 年 9 月改定